

証券コード 9507



四国電力株式会社

しあわせのチカラになりたい。

第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

開催
場所

香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデンビル新館 2階

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

会社提案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

株主提案

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）～（5）
～第9号議案

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

第102回定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

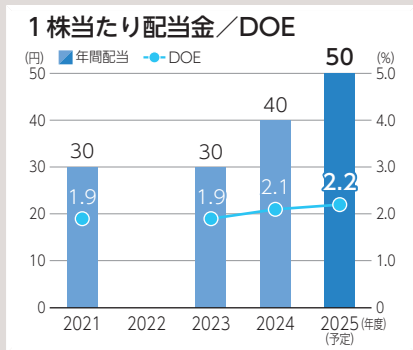
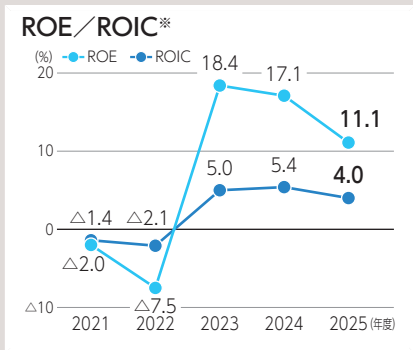
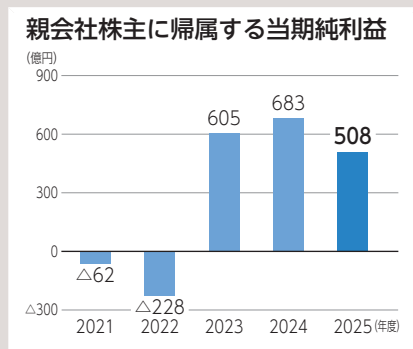
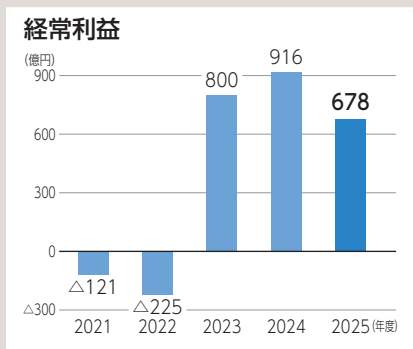
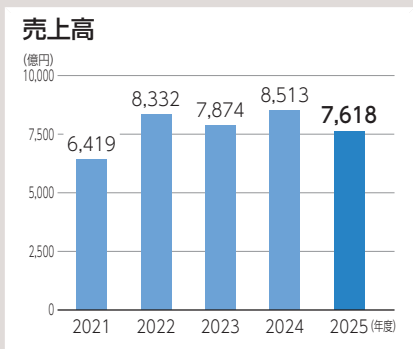
株主の皆さまにおかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。



取締役会長
長井 啓介

取締役社長 社長執行役員
宮本 喜弘

業績ハイライト（連結）



決算短信・決算説明資料

より詳しい決算情報につきましては、決算短信および決算説明資料をご覧ください。

よんでんグループ統合報告書

当社グループの事業全般につきましては、よんでんグループ統合報告書をご覧ください。

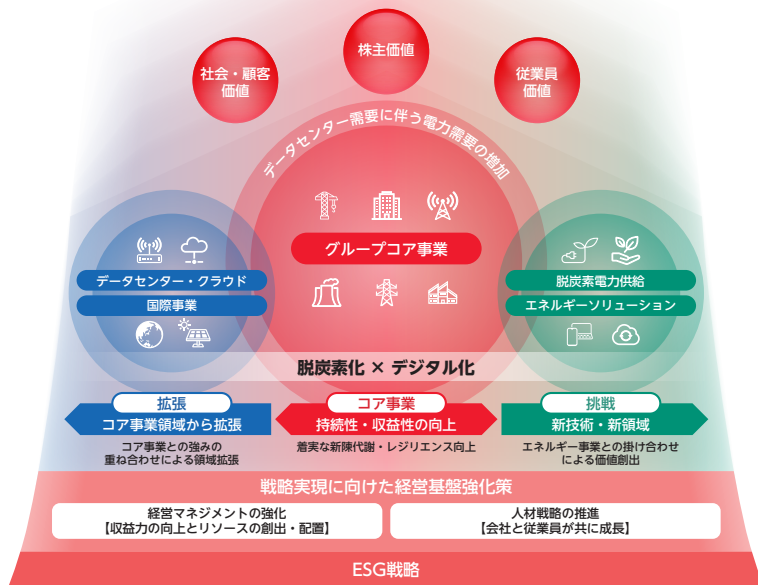
* ROICは「(経常利益+支払利息) × (1-実効税率) ÷ 投下資本 [期首・期末平均]」にて算定。



当社は、新中期経営計画「よんでんグループ中期経営計画2030」を策定いたしました。今回の中期経営計画のもと、皆さまの「しあわせのチカラ」となり、地域の発展と、快適・安全・安心な暮らしに貢献することで、企業グループとしての持続的な成長を目指してまいります。

事業展開

脱炭素化とデジタル化の進展により生じる収益機会をコア事業の強みに掛け合わせ、事業領域の拡張・価値創出を目指します。グループの持続的な成長によって、株主価値、社会・顧客価値、従業員価値の向上を実現します。



コア事業 ー 基盤として堅持 ー

電気をはじめとするエネルギー事業と情報通信事業を、グループの「コア事業」として位置付け、収益性の向上と事業規模の拡大を目指します。

拡張領域 ー 成長点として注力 ー

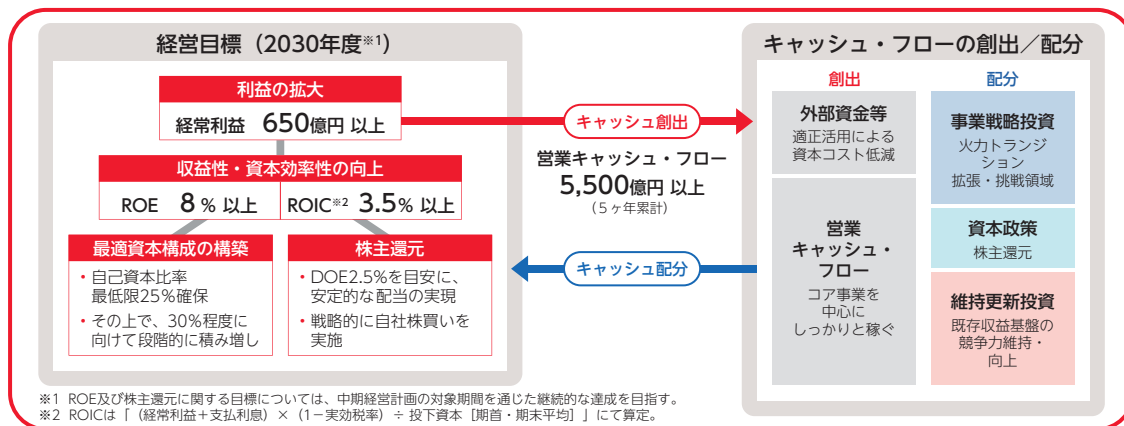
国際事業などの「拡張領域」は、グループとして更なる成長を目指すポイントとして注力します。

挑戦領域 ー 新たな成長の柱へ育成 ー

脱炭素電力供給・エネルギーソリューション事業は「挑戦領域」に位置付け、新たな事業の柱へと育成を進めてまいります。

経営目標

エネルギー事業と情報通信事業を起点に収益性の向上を図り、キャッシュ・フローの継続的な創出と戦略的な配分を実施することで、財務健全性の維持と資本効率性の向上、安定的な株主還元の実現を通じた、持続的な成長を目指します。



株主各位

(証券コード9507)
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社



取締役会長 長井啓介

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト	https://www.yonden.co.jp/corporate/ir/stocks/general_meeting.html	
三井住友信託銀行ウェブサイト (株主総会ポータル)	https://www.soukai-portal.net ※議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトにてID・パスワードをご入力ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)	QRコードは 議決権行使書 用紙に ございます。
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/9507/teiji/	

なお、当日ご出席されない場合には、電磁的方法（インターネット等）または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討くださいませ、5頁から6頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時20分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1. 日 時 | 2026年6月25日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 香川県高松市丸の内2番5号 ヨンデンビル新館 2階 |

3. 目的事項

報告事項

第1項 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件

第2項 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

<株主提案（第5号議案から第9号議案まで）>

第5号議案 定款一部変更の件（1）

第6号議案 定款一部変更の件（2）

第7号議案 定款一部変更の件（3）

第8号議案 定款一部変更の件（4）

第9号議案 定款一部変更の件（5）

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

- (1) 電磁的方法により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とします。
- (2) 電磁的方法と書面により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使とします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令および定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまが経営に参加できる重要な権利です。株主総会参考書類（7～25頁）をご確認のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による 議決権行使



6頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、行使期限までに行使ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時20分まで

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時20分到着分まで

当日ご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

⚠ 議決権行使にあたってのご注意

議案には、会社提案によるもの（第1～4号議案）と株主提案によるもの（第5～9号議案）があり、**株主提案による議案につきましては、当社取締役会は、そのいずれにも反対しております。**

ご参考 議決権行使書における代表的な賛否のご記入例

[会社提案]のすべてに**賛成**し、
[株主提案]のすべてに**反対**する場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補 名を除く)</small>	第3号議案	第4号議案	
会社提案	賛	賛	賛	賛	
	否	否	否	否	
議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

[会社提案]のすべてに**反対**し、
[株主提案]のすべてに**賛成**する場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補 名を除く)</small>	第3号議案	第4号議案	
会社提案	賛	賛	賛	賛	
	否	否	否	否	
議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

※ 各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

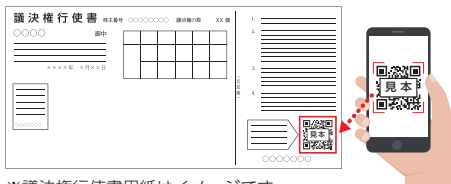
インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時20分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※議決権行使書用紙はイメージです。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

パソコン等による議決権行使方法

- 1 以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL

➤ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

➤ <https://www.web54.net>

- 2 ログイン以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使に関する注意事項について

- 同一の株主さまが書面・電磁的方法の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 同一の株主さまが複数回電磁的方法により議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイト等をご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイト等をご利用いただけない場合があります。

よくあるご質問

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
0120 - 652 - 031 [受付時間 午前9時～午後9時]

通話料
無料



機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームにより議決権を行使していただくことができます。

会社提案

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主還元の方針として、安定的な配当の実施を基本とし、業績水準や財務状況、中長期的な事業環境などを総合的に勘案して判断していくこととしております。

これを踏まえ、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金25円

総額 5,140,919,125円

なお、中間配当金として25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）が任期満了となります。つきましては、取締役会における社外取締役の構成比率を高めることでより多様な視点から実効性の高い議論を可能とするとともに、従来の取締役常務執行役員は業務執行に専念できる体制とするため、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）を4名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の選定にあたっては、委員長および委員の過半数を、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役とする人事検討委員会の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会から、すべての候補者について妥当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	再任	性別	現在の当社における地位および担当
1	なが い けい すけ 長 井 啓 介	再任	男性	取締役会長
2	みや もと よし ひろ 宮 本 喜 弘	再任	男性	取締役社長 社長執行役員
3	かわ にし のり ゆき 川 西 徳 幸	再任	男性	取締役 副社長執行役員 原子力本部長、土木建築部担当
4	みや ざき せい じ 宮 崎 誠 司	再任	男性	取締役 常務執行役員 総合企画室長、再生可能エネルギー部・広報部担当



所有する当社の株式数

37,888株

取締役会への出席状況
(2025年度)

12/12回
(100%)

候補者番号 **1** なが い けい すけ
長井 啓介 (1957年2月11日生)

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社に入社
- 2015年 6月 当社常務取締役 総合企画室長
- 2017年 6月 当社取締役副社長 総合企画室長、情報通信部担当
- 2018年 4月 当社取締役副社長 総合企画室長、再生可能エネルギー部・需給運用部・情報システム部担当
- 2019年 6月 当社取締役社長 社長執行役員
- 2024年 6月 四国経済連合会会長
現在に至る。
- 2024年 6月 当社取締役会長
現在に至る。

■ 重要な兼職の状況 ・ 四国経済連合会会長

取締役候補者とした理由

- ・長井啓介氏は、豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2019年6月に取締役社長 社長執行役員に、2024年6月に取締役会長に就任し、経営手腕を発揮して当社グループの経営課題に果敢に取り組んできたことから、引き続き、候補者としたものであります。



所有する当社の株式数

27,897株

取締役会への出席状況
(2025年度)

12/12回
(100%)

候補者番号 **2** みやもと よしひろ
宮本 喜弘 (1963年1月6日生)

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社に入社
- 2019年 6月 当社常務執行役員 総合企画室経営企画部長
- 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 総合企画室長、再生可能エネルギー部・広報部担当
- 2024年 6月 四国生産性本部会長
現在に至る。
- 2024年 6月 当社取締役社長 社長執行役員
現在に至る。

■ 重要な兼職の状況 ・ 四国生産性本部会長

取締役候補者とした理由

- ・宮本喜弘氏は、豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2021年6月に取締役常務執行役員に、2024年6月に取締役社長 社長執行役員に就任し、経営手腕を発揮して当社グループの経営課題に果敢に取り組んできたことから、引き続き、候補者としたものであります。



所有する当社の株式数

16,173株

取締役会への出席状況
(2025年度)

12/12回
(100%)



所有する当社の株式数

9,674株

取締役会への出席状況
(2025年度)

12/12回
(100%)

候補者番号 **3** かわ にし のり ゆき
川西 徳幸 (1960年11月15日生)

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社に入社
2017年 6月 当社常務執行役員 原子力本部副本部長 伊方発電所長
2022年 6月 当社常務執行役員 原子力本部副本部長 原子力部長
2023年 6月 当社取締役 副社長執行役員 原子力本部長、土木建築部担当
現在に至る。

■ 重要な兼職の状況 ・なし

取締役候補者とした理由

・川西徳幸氏は、原子力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2023年6月に取締役 副社長執行役員に就任し、経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。

候補者番号 **4** みや ざき せい じ
宮崎 誠司 (1960年6月26日生)

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社に入社
2019年 6月 当社常務執行役員 営業推進本部副本部長
2022年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業推進本部長
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業推進本部長、東京支社担当
2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 総合企画室長、再生可能エネルギー部・広報部担当
現在に至る。
2024年 6月 株式会社S T N e t 取締役
現在に至る。

■ 重要な兼職の状況 ・株式会社S T N e t 取締役

取締役候補者とした理由

・宮崎誠司氏は、営業部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2022年6月に取締役 常務執行役員に就任し、経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合、当社は各候補者を被保険者に含む当該保険契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役高畑富士子氏の任期が満了しますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたっては、委員長および委員の過半数を、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役とする人事検討委員会の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



たか はた ふ じ こ
高畑 富士子 (1955年9月20日生)

再任 社外取締役候補者
独立役員候補者 女性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年 9月 株式会社ときわ取締役専務
2015年 9月 同社取締役社長
現在に至る。
2020年 6月 当社取締役監査等委員
現在に至る。

■ 重要な兼職の状況 ・株式会社ときわ取締役社長

所有する当社の株式数

7,290株

取締役会への出席状況
(2025年度)

12/12回
(100%)

監査等委員会への出席状況
(2025年度)

17/17回
(100%)

社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

- ・高畑富士子氏は、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、2020年6月に取締役監査等委員に就任しております。当社は、同氏に対し、経営の専門家として、当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べることで、客観的な立場から取締役の職務執行状況を適切に監査することならびに報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として独立した客観的な立場から審議に参加することなどを期待しております。当社は、同氏が、引き続き、これらの役割を適切に果たすことができると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。
- ・同氏は、現在、当社の取締役監査等委員（社外取締役）であり、取締役監査等委員（社外取締役）に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。

-
- (注) 1. 当社は、高畑富士子氏が取締役社長を務める株式会社ときわとの間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の2025年度連結売上高の1%未満であります。高畑富士子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高畑富士子氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。本議案において高畑富士子氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏を被保険者に含む当該保険契約を継続する予定であります。
4. 高畑富士子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

取締役会のスキル・マトリックス

当社は、取締役会が全体として備えるべきスキル項目として、取締役会に一般的に求められる項目に加えて、「よんでんグループ中期経営計画2030」で掲げる経営方針を踏まえて必要と考える項目を選定しております。選定したスキル項目は、以下のとおりであり、委員長および委員の過半数を、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役とする人事検討委員会の審議を経て、決定しております。

スキル項目

企業経営・経営戦略	電気事業を巡る環境が大きく変動する中であっても、持続的成長により株主価値、社会・顧客価値、従業員価値の向上を実現していくためには、企業経営・ガバナンスの知見・経験を有し、的確な経営戦略を策定・実行できる取締役が必要である。
財務・会計	正確な財務報告や強固な財務基盤の構築に加え、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進と株主還元の実現を、企業価値の最大化を図るためには、財務・会計分野における知見・経験を有する取締役が必要である。
法務・リスクマネジメント	多様なステークホルダーとの信頼関係の基盤は、強固なガバナンス体制の確立であり、グループ全体での経営監督の実効性向上のためにも、法務・コンプライアンス、リスクマネジメント分野における知見・経験を有する取締役が必要である。
エネルギー・環境	社会基盤を支えるエネルギー企業として、電力の安定供給・レジリエンス向上と、社会の要請に応える脱炭素化の推進を両立していくためには、電力設備の運転・保守や環境関連の技術に係る知見・経験を有する取締役が必要である。
マーケティング・ソリューション	競争環境が激化する中で、グループの信頼・ブランド力の維持・向上を図りつつ、高度化・多様化するお客さまニーズを的確に把握のうえで、脱炭素電力供給や新たなサービスを展開していくためには、マーケティング・ソリューション分野における知見・経験を有する取締役が必要である。
デジタル・イノベーション・グローバル	当社グループの成長点として注力する情報通信事業や国際事業において、価値創造・事業拡大を強力かつ迅速に推進していくためには、デジタルや事業開発・イノベーション、グローバルビジネスに係る知見・経験を有する取締役が必要である。
人材マネジメント	人的資本価値の向上を経営戦略の実現に結び付け、会社と従業員が共に成長しながら持続的に価値を創造するサイクルを加速・進化させていくためには、人材マネジメントに係る知見・経験を有する取締役が必要である。
地域共生・パブリックリレーションズ	事業基盤とする四国地域との共生や信頼関係の維持・深化をはじめとして、幅広いステークホルダーとの良好な関係構築を図っていくためには、地域社会との対話・共生活動の先頭に立つ経験や、広報などのパブリックリレーションズに係る知見を有する取締役が必要である。

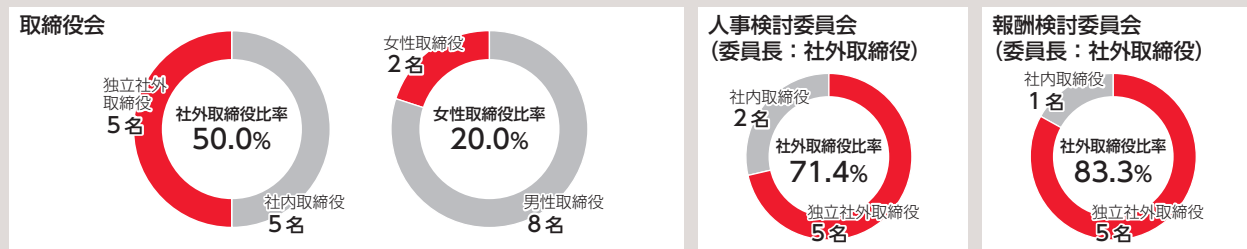
第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成およびスキル・マトリックスは、以下のとおりとなる予定であります。

取締役会の構成およびスキル・マトリックス

氏名	当社における地位	主な専門性・経験等／特に期待する分野					
		企業経営・ 経営戦略	財務・ 会計	法務・ リスクマネジ メント	エネルギー・ 環境	マーケティ ング・ソリュー ション	デジタル・ イノベーション ・グローバル
なが い けい すけ 長 井 啓 介	再任 男性 取締役会長	●	●	●	●		●
みや もと よし ひろ 宮 本 喜 弘	再任 男性 取締役社長 社長執行役員	●	●	●	●		●
かわ にし のり ゆき 川 西 徳 幸	再任 男性 取締役 副社長執行役員			●	●		
みや ぎき せい じ 宮 崎 誠 司	再任 男性 取締役 副社長執行役員	●	●		●	●	●
しお うめ かず ひこ 塩 梅 和 彦	現任 男性 取締役監査等委員 (常勤)		●	●		●	
か がわ りょう へい 香 川 亮 平	現任 社外 独立 男性 取締役監査等委員	●	●	●		●	
たか はた ふじ こ 高 畑 富士子	再任 社外 独立 女性 取締役監査等委員	●				●	●
おお つか いわ お 大 塚 岩 男	現任 社外 独立 男性 取締役監査等委員	●	●	●		●	
にし やま しょう いち 西 山 彰 一	現任 社外 独立 男性 取締役監査等委員	●				●	●
いず たに やちよ 泉 谷 八千代	現任 社外 独立 女性 取締役監査等委員	●				●	●

(注) 取締役の有するすべての専門性や経験等を表すものではありません。

取締役会および人事検討委員会・報酬検討委員会の構成（予定）



人材マネジメント	地域共生・パブリックリレーションズ	主な専門性・経験等／特に期待する分野に関する補足	
		●	●
●	●	●	当社の社長・会長として7年間にわたり当社グループの経営を牽引。主に経営企画部門や系統運用部門での豊富な経験を有する。四国経済連合会会長など、地域経済界の要職も歴任しており地域社会の情勢にも明るい。
●	●	●	2024年に当社社長に就任以来、経営手腕・リーダーシップを発揮。主に経営企画部門や系統運用部門での豊富な経験を有し、経営戦略の策定・実行、DX等の企業変革を先頭に立って推進してきた。
●	●	●	当社原子力部門の経験が長く、エネルギー分野、リスクマネジメント等での高い知見を有する。伊方発電所長として地域との関係構築を通じた原子力事業の安定運営にも尽力してきた。
●	●	●	当社営業部門の経験が長く、マーケティング・ソリューション分野での高い知見を有するほか、2024年に総合企画室長に就任し、中期経営計画をはじめ当社グループの経営戦略の策定等を主導してきた。
●	●	●	当社総務（法規）部門の経験が長く、原子力訴訟をはじめ、法務・リスクマネジメント分野での豊富な経験と高い専門性を有する。愛媛支店長として、営業活動を牽引するとともに地域との関係構築にも貢献してきた。
●	●	●	百十四銀行において、経営企画部門の経験が長く、副頭取兼CCO ^(※) も務めるなど、財務・会計分野のみならず、経営戦略の策定・実行やコンプライアンスの浸透・徹底等に関する幅広い経験を有する。 (※)コンプライアンス最高責任者
●	●	●	プライダグ事業等を営むときわグループの経営トップとして、幅広い事業の創出・成長を牽引してきた。徳島県経営者協会副会長を務めるなど、地域における女性活躍の取り組みを先導してきた。
●	●	●	伊予銀行において、頭取・会長はもとより営業や人事部門のトップを務めるなど、財務・会計分野のみならず、マーケティング、人材マネジメント分野での幅広い経験を有する。松山商工会議所会頭も務めるなど、地域経済界でもリーダーシップを発揮してきた。
●	●	●	グローバルに幅広く事業を展開する宇治電化学工業をはじめとする西山グループのトップとして、多様な事業を牽引してきた。高知商工会議所会頭も務めるなど、地域経済界でもリーダーシップを発揮してきた。
●	●	●	日本放送協会において、松山等で放送局長を務めたほか、人事部門にてダイバーシティ推進等を先導してきた。その後、同法人関係会社の社長も務めるなどメディア業界での幅広い経験を有する。

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由

当社は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において「取締役」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入について、ご承認いただき、今日に至っております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることにより、取締役が株主の皆さまと企業価値を共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

今般、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより一層高めるべく、取締役の報酬全体に占める株式報酬の割合を引き上げるとともに、本制度を一部見直すことといたしました。本議案は、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法を定めることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、妥当である旨の意見を得ております。

また、委員長および委員の過半数を、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役とする報酬検討委員会から、本制度の目的に照らし、相当であるとの答申を得ていること、本議案の承認可決を条件として取締役会にて改正を決議している取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（後記ご参考に記載）とも合致していることから、当社としては、本議案の内容は相当であるものと考えております。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

また、当社の取締役を兼務しない役付執行役員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入しており、本議案の承認可決を条件として、同様の見直しを行う予定です。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容（下線は主な変更部分）

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」と

います。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(1) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定（2019年8月）時に、160百万円の金員を本信託に拠出し、その後の対象期間においては、2022年11月に69百万円（取締役を兼務しない役付執行役員分を含む。）の金員を追加拠出してあります。

これらの対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。

(2) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（1）により拠出された金員を原資として、取引所を通じた方法または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（3）のとおり、1年当たり5万ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、15万株となります。

(3) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、役員株式給付規程に基づき、役位に応じて一定数のポイントが付与されるものとし、取締役に付与される1年当たりのポイント数の合計は、5万ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記（4）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式につい

て、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。なお、取締役が付与される1年当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数500個の発行済株式総数に係る議決権数2,034,876個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.02%です。

下記（4）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします。

(4) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める要件を満たした場合、当該取締役は、原則として上記（3）に記載するところに従って定められるポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、ポイント数のうち一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、当社株式等の給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(5) 議決権行使

本信託内の当社株式については、当社経営への中立性を確保するため、議決権は行使されないものとします。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（第4号議案が承認可決された場合）

当社は、本議案の承認可決を条件として、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり改正し、取締役の報酬全体に占める株式報酬の割合を引き上げる予定です。

（取締役の報酬の決定方針）

取締役の報酬については、グループビジョンの実現や持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、決定します。

（取締役の報酬および決定手続き）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本となる月額報酬、短期的な業績の向上をねらいに支給する業績連動金銭報酬および中長期的な業績の向上と持続的な企業価値の増大をねらいに支給する株式報酬により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとします。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬、業績連動金銭報酬および株式報酬の支給割合について、取締役会長および取締役社長 社長執行役員については、6対2対2の割合を、その他の取締役については、7対1対2の割合を目安として設定します。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、固定金銭報酬とし、職責等を勘案のうえ、支給します。
- 4 業績連動金銭報酬は、よんでんグループ中期経営計画に掲げる経営目標である連結経常利益および自己資本利益率を主たる指標としたうえで、ESGに関する取り組み状況として、CO2排出量や従業員エンゲージメント、社外機関によるESG評価なども勘案し年次で支給します。
- 5 株式報酬（株式給付信託）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として取締役退任時に、在任中に付与されたポイント数に応じた当社株式および当社株式を時価換算した金銭が、信託を通じて給付されるものとします。
- 6 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、報酬検討委員会の取締役会への答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額等の範囲内で、月額報酬および業績連動金銭報酬については、取締役会が決定し、株式報酬については、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、毎年、役位に応じて一定数のポイントを付与します。
- 7 監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬のみとし、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬を決定します。

株主提案

第5号議案から第9号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（104名）の議決権の数は、976個であります。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◆議案内容

定款第1章・総則（目的）第2条の（5）について、次の通り変更する。

現在
（5）エネルギー資源の開発、販売及び輸送
変更案
（5）エネルギー資源の開発・販売・輸送、及び蓄電池事業の開発と拡大

◆提案理由

資源エネルギー庁の資料によれば、福島第一原発事故を境に、原発に代わる基幹電源として再生可能エネルギーは今や総発電量の2割超まで拡大し、その主力である太陽光発電は事故前の約30倍まで増加しました。

その結果、当社においても太陽光発電だけで夏場の最大電力需要時を十分にカバー出来るまでに至った一方、十分な送電線空き容量があるにも拘らず、原発フル稼働を口実にした送電システムの不備により、再生可能エネルギー事業者に対し、有り余った太陽光発電の出力制御を行って来ました。

こうした理不尽を無くし、再生可能エネルギーを最大限に活用するために、当社独自の大型蓄電池事業を開始し、近い将来、当社の発電事業を再生可能エネルギーのみで行えるよう、健全経営に転換しましょう。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、定款の事業目的として既に規定されている「電気事業」の一環として、従来から太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの活用を進めていることに加え、近年では、愛媛県松山市における大型蓄電池事業（松山蓄電所）や愛媛県西条市におけるオンサイト蓄電池事業といった蓄電池事業にも積極的に取り組んでおります。

一方で、太陽光発電や風力発電につきましては、天候などの自然条件に発電量が大きく左右されるため、火力発電等による供給力面のバックアップが不可欠であります。また、蓄電池は出力変動を補完する有効な手段ではあるものの、長期間の天候不順時には、蓄電池のみで供給力を確保することは困難であり、再生可能エネルギーと蓄電池に過度に依存した電源構成は、エネルギーセキュリティ上のリスクを伴います。

当社といたしましては、今後とも、S（安全性）+3E（安定供給性、経済効率性、環境適合性）の達成を基本に、特定の電源や燃料に過度に依存しない、バランスのとれた供給体制の構築に努めてまいります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

◆議案内容

定款第1章・総則（目的）第2条に（24）を追加する。

追加案
（24）伊方原子力発電所3号機の稼働中、定期検査中、1号機2号機の廃炉工程中の事故発生時の責任当事者としての避難計画の策定及び事故時の実行に関する事業

◆提案理由

当社のHPには「原子力災害発生時における住民の皆様の避難の概要」「住民の皆様への避難に対する当社の役割」という資料があり、「原子力事業者として最大限の支援・協力を実施」と書かれています。支援・協力とはまるで他人事のような姿勢です。

福島原発事故の避難者はまだ何万人もが故郷に戻れず関連死も深刻です。原発事故からの避難は地元住民にとって住み慣れた故郷から突然の追放とも言うべき過酷で長期にわたるものであり、一般の自然災害時とは根本的に異なります。一旦事故を起こせば地元住民の生活を根こそぎ奪い、多大な惨事をもたらす原発の事業者である当社としては、「支援・協力」などという他人事のような姿勢をやめて当事者として全責任を明らかにし、全機の廃炉が完了するまでの（廃炉作業中の不測の事態への備えも含めて）事故発生時の避難計画を策定し、誠実に実行することが求められます。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

万一、原子力災害が発生した場合の避難計画を含む緊急時の対応につきましては、原子力災害対策特別措置法等に基づき、国および自治体を中心となって適切な対策を講じることとされております。伊方発電所周辺地域におきましても、国等により関係機関の具体的な緊急時の対応がとりまとめられ、これに基づく防災訓練の結果等を踏まえた具体化・充実化がはかられております。

当社といたしましては、伊方発電所1、2号機における安全確保を最優先とした廃止措置の着実な実施や伊方発電所3号機のさらなる安全性・信頼性の向上に取り組むことはもとより、国および自治体における訓練に積極的に参加すること、また、避難時における要支援者の移動の支援や放射線防護資機材の配備への支援などにより、緊急時の対応の実効性向上に引き続き事業者として努めてまいります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

◆議案内容

定款第1章・総則（目的）第2条に（25）を追加する。

追加案
（25）最善の安全対策として原子力事業から即時撤退する。

◆提案理由

伊方原発のある愛媛県南予地域は、豊かな自然に恵まれ、国内トップの柑橘類の産地で、日本農業遺産に認定されています。また周辺海域の瀬戸内海、豊後水道、宇和海、日向灘などが豊かな漁場であることも、言うまでもありません。もし、原発事故で放射性物質が拡散されれば、この地域にどのような影響があるのかは、東電原発事故が教えてくれています。東電原発事故では、多くの農水産業が長期間にわたり壊滅的打撃を受け続けています。農水産業に携わる人々の生業が無くなることは、暮らしを奪い、地域、伝統、文化の衰退を意味します。さらに、壊滅的大事故の場合、少なくとも西日本全域が放射能の危険にさらされます。

現代の私たちの暮らしは、電気が必要です。しかし、電気のためにいのちを捨てたくはありません。原発の安全対策に終わりがなく、原発を終わらせることが安全対策なのです。一刻も早く自然エネルギーへの転換を図るべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

エネルギー自給率が極めて低いわが国の実情を踏まえると、将来にわたりエネルギーを安定的に確保していくためには、S+3Eの観点から、特定の電源や燃料に過度に依存しない、バランスのとれた供給体制を構築することが極めて重要であります。原子力発電は、低廉で良質な電気を安定的にお届けするうえで重要な役割を担う電源であり、また、脱炭素社会の実現に不可欠な、発電時にCO₂を排出しないゼロエミッション電源であると考えております。

当社といたしましては、安全対策に終わりはないとの認識のもと、さらなる安全性・信頼性の向上に向けた不断の取り組みを積み重ね、伊方発電所3号機を引き続き最大限活用してまいりたいと考えております。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

◆議案内容

定款第3章・株主総会（議事録）第18条に2を追加する。

追加案
2 議事録は、作成後、速やかに本会社のホームページに公表する。

◆提案理由

株主総会とは、株主の総意によって株式会社の意思を決定する機関です。と同時に、一般株主が役員各位と当社の会社運営等について直接忌憚なく対話できる貴重な場でもあります。

会社法では議事録の作成が義務付けられ、10年間は保存しなければなりません。さらに、株主と債権者の請求があれば、会社の勤務時間内には閲覧・謄写に応じる義務も課せられています（第318条）。つまり、議事録の閲覧・謄写は株主の当然の権利です。その権利は保有株数に左右されません。2019年には会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が新設されています（施行2022年9月）。この制度では、当社の株主でなくとも株主総会資料の閲覧は可能です。同様に、株主総会議事録をホームページに公表することは、当社の積極的な情報開示にもなると確信します。幸い、会社法では、総会議事録を広く一般に公表することは禁じられていません。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、法令に基づき、株主総会の議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成して備え置き、株主の皆さまの閲覧に供しております。

なお、当社では、株主総会の議事概要と決議通知を公表しておりますほか、今後も、株主・投資家の皆さまをはじめとするステークホルダーの方々の関心が高い当社グループの事業活動内容や財務状況等の経営情報につきましては、当社ホームページや「よんでんグループ統合報告書」等を通じて適時・適切に開示し、積極的な情報開示に努めてまいります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

◆議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

追加案	
第7章	伊方原子力発電所事故に備えた損害賠償基金
第40条	伊方原子力発電所の事故に備えて損害賠償基金を設置する。 2 同基金は、福島第一原子力発電所事故の損害額相当の23兆円を目標金額として積み立てる。

◆提案理由

近い将来において南海トラフ地震発生の確率が極めて高いことを思慮すると、伊方原子力発電所で事故が発生し多大な損害が発生する可能性があります。「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）により、原子力事業者は過失の有無を問わず、賠償責任を負うこと（無過失責任）、損害の全額を賠償すること（無限責任）、その責任を原子力事業者集中すること（責任集中）が定められています。

福島原発事故での損害額は23兆円を超えるとされており、原賠法に定められた保険加入による、1,200億円の損害賠償額では到底対応できません。被害者への補償を確実に行うことができるように、当社は基金を積み立てるべきです。原発周辺のみならず広範囲に甚大な損害が発生することを鑑み、損害賠償基金を積み立てることで地域住民への不安を和らげることは当社の責務です。経営的に積み立てができないのであれば、即時に原発を廃炉にすべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、伊方発電所のさらなる安全性・信頼性の向上に全力で取り組んでおります。しかしながら、万一、当社において原子力災害が発生し、第三者が損害を被った場合には、原子力災害に係る損害賠償の制度に則って、適正かつ誠実に対応してまいり所存です。

原子力発電事業者である当社は、このような損害の賠償に備え、法令に基づく保険契約および政府補償契約を締結しております。さらにこれらの契約限度額を上回る大規模な損害に対しても、原子力発電事業者が将来にわたって原子力災害の損害賠償の支払い等に対応できるよう、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を中心とした資金援助等の仕組みが整えられておりますので、こうした国の制度に基づき適切に対応してまいります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

以上

1 | 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

2025年度のがわ国経済は、米国の通商政策の影響があったものの、個人消費や設備投資が持ち直し、雇用情勢に改善の動きがみられるなど、全体としては緩やかに回復しました。四国の経済も、全国とほぼ同様の状況で推移しました。

こうしたなか、当社グループは、伊方発電所3号機をはじめとする自社電源の安全・安定運転の継続等により電力の安定供給を確保しつつ、中核である電気事業における収益力の向上とともに、情報通信事業や国際事業などを中心とする成長事業の拡大をはかることなどにより、持続的な企業価値の創出に取り組んでまいりました。この結果、2021年3月策定の「よんでんグループ中期経営計画2025」で掲げる経営目標を概ね達成することができました。

当年度の小売販売電力量につきましては、契約電力の増加などにより、前年度に比べ0.8%増の228億94百万キロワット時となりました。また、卸販売電力量は、相対販売が減少したことなどから、前年度に比べ11.1%減の114億52百万キロワット時となりました。

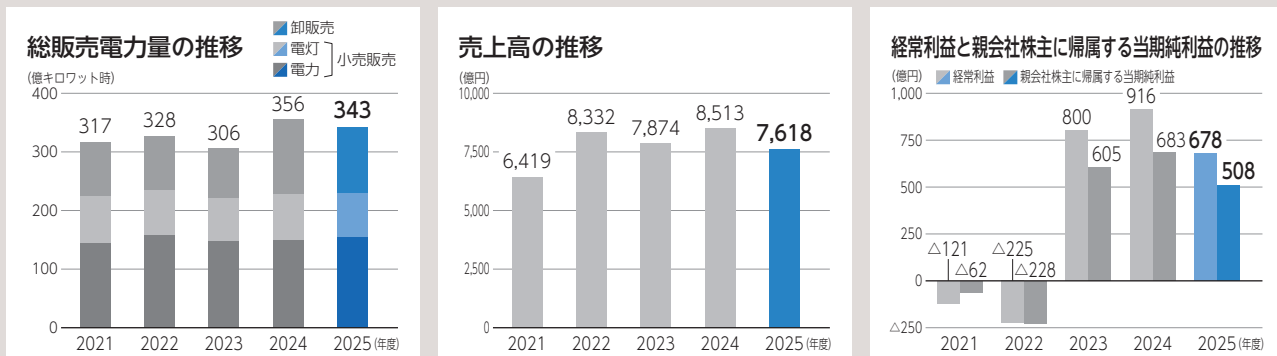
この結果、総販売電力量は、前年度に比べ3.5%減の343億46百万キロワット時となりました。

当年度の連結決算の収支につきましては、営業収益（売上高）は、小売販売収入が燃料費調整額の減等により減少したことや、卸販売収入が容量確保契約金額の減等により減少したことなどから、前年度に比べ10.5%減の7,618億円となりました。

一方、営業費用は、人件費が退職給付に係る数理計算上の差異償却により減少したことや、需給関連費が火力単価の低下や容量拠出金の減等により減少したことなどから、前年度に比べ9.0%減の6,940億円となりました。

以上の結果、営業利益は、前年度に比べ212億円減益の678億円、経常利益は、前年度に比べ238億円減益の678億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ175億円減益の508億円となりました。

(ご参考)



事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりです。

発電・販売事業

売上高は、小売販売収入が燃料費調整額の減等により減少したことや、卸販売収入が容量確保契約金額の減等により減少したことなどから、前年度に比べ11.2%減の6,301億円となりました。経常利益は、前年度に比べ65億円減益の348億円となりました。

送配電事業

売上高は、託送収益や需給調整収益が減少したことなどから、前年度に比べ8.5%減の2,305億円となりました。経常利益は、前年度に比べ176億円減益の85億円となりました。

情報通信事業

売上高は、個人向け光通信サービスの加入者数やデータセンター契約数の増などから、前年度に比べ4.7%増の527億円となりました。経常利益は、前年度に比べ6億円増益の112億円となりました。

エネルギー事業

売上高は、前年度に比べ1.7%増の270億円となりました。経常利益は、LNG販売利益の減などから、前年度に比べ3億円減益の53億円となりました。

建設・エンジニアリング事業

売上高は、前年度に比べ6.6%増の589億円となりました。経常利益は、請負工事の利益率が低下したことなどから、前年度に比べ3億円減益の51億円となりました。

その他の事業

売上高は、製造事業の売上の増などから、前年度に比べ17.4%増の422億円となりました。経常利益は、前年度に比べ10億円増益の39億円となりました。

売上高および経常利益の内訳

		売上高			経常利益		
		金額 (億円)	対前年度増減 (億円)	前年度比 (%)	金額 (億円)	対前年度増減 (億円)	前年度比 (%)
電気事業	発電・販売事業	6,301	△ 795	△ 11.2	348	△ 65	△ 15.7
	送配電事業	2,305	△ 215	△ 8.5	85	△ 176	△ 67.3
情報通信事業		527	24	4.7	112	6	6.3
エネルギー事業		270	4	1.7	53	△ 3	△ 4.3
建設・エンジニアリング事業		589	37	6.6	51	△ 3	△ 5.7
その他の事業		422	63	17.4	39	10	34.1
計		10,416	△ 883	△ 7.8	691	△ 230	△ 24.9
内部取引消去		△ 2,798	△ 13	0.4	△ 13	△ 8	
合計		7,618	△ 895	△ 10.5	678	△ 238	△ 25.9

(2) 設備投資の状況

発電・販売事業につきましては、坂出發電所5号機新設などにより、設備投資額は、675億円となりました。

送配電事業につきましては、供給信頼度を維持するための設備更新などにより、設備投資額は、361億円となりました。

事業区分		金額 (億円)
電気事業	発電・販売事業	675
	送配電事業	361
情報通信事業		52
エネルギー事業		78
建設・エンジニアリング事業		2
その他の事業		99
計		1,269
内部取引消去		△21
合計		1,247

(3) 資金調達の状況

(億円)

	調 達	返 済	増 減
社 債	450	250	200
長 期 借 入 金	515	435	80
合 計	965	685	280

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、世界的な脱炭素化の流れを受け、低・脱炭素電気に対するニーズが高まっていることに加え、将来的には、AIの普及やDXの進展などにより、電力需要が増加する可能性が生じています。

当社グループは、こうした「脱炭素化」や「デジタル化」の進展に伴う新たなニーズや可能性をチャンスと捉え、これまで培ってきた強みを最大限に活用し、グループとしての更なる成長と地域の発展への貢献を目指すための指針として、「よんでんグループ中期経営計画2030」を昨年9月に取りまとめました。

本計画では、電気をはじめとするエネルギー事業と情報通信事業をグループの「コア事業」として位置付け、収益性の向上と事業規模拡大の両立を目指すことを掲げています。また、国際事業などの「拡張領域」はグループとして更なる成長を目指すポイントとして注力し、脱炭素電力供給・エネルギーソリューション事業は「挑戦領域」として、新たな事業の柱へと育成を進めていくこととしております。

足元では、エネルギー情勢の急激な変化や事業コストの継続的な上昇、人的資源確保の競争激化などが生じておりますが、これらの事象を注視してリスク管理を徹底しつつ、状況に応じて機動的かつ適切に対応し、中期経営計画に掲げた経営目標の達成に向けて、既存事業における収益性の維持・拡大に資する取り組みを着実に実施するとともに、各事業における新たな収益機会の獲得や事業成長・付加価値創出に資する取り組みを積極的に展開してまいります。さらに、中期経営計画にあわせて策定した「よんでんグループ人材戦略」の推進や、全社横断でのビジネス変革（BX）など、サステナビリティを高める取り組みをより一層推進してまいります。

【電気事業における取り組み】

発電事業におきましては、伊方発電所3号機をはじめとした自社電源の安全・安定運転の継続を徹底するとともに、卸販売の収益拡大を図るほか、将来に向けて、供給力の維持・確保に資する政策を活用した電源の新陳代謝や電源構成の検討などに取り組んでまいります。

電力小売事業におきましては、競争環境、市場環境を踏まえた適正な料金水準の設定や電源調達の最適化などにより、四国エリア外も含めた収益力の向上を目指します。また、四国エリアでの中長期的な需要拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

送配電事業におきましては、高経年化設備の計画的な更新など、現行の事業計画を着実に実施するとともに、インフレの進展を踏まえたコストレベルの再精査と効率化施策の深掘りを進めてまいります。

また、大規模自然災害への備えにつきましても、引き続き万全を期してまいります。

【情報通信事業・国際事業における取り組み】

情報通信事業におきましては、個人向けサービス（ピカラ）や法人向けデータセンターなど、顧客基盤の更なる拡大に加え、高性能サーバーに対応したデータセンターへの進化やAIなどを活用した新規事業分野の開拓を進めてまいります。

国際事業におきましては、世界情勢を注視しつつ、既存参画案件などに対するリスク管理を強化するとともに、新規優良案件への参画拡大や、成長性が見込まれる事業分野・エリアなどへの参画検討を進めてまいります。

【脱炭素電力供給・エネルギーソリューション事業における取り組み】

国の制度の動向を注視しつつ、効率的な経営資源の投入を意識しながら、再生可能エネルギーの開発に取り組んでまいります。また、脱炭素化に対するお客さまニーズを発掘し、ニーズに応えるサービスの開発・提案によるエネルギーソリューションサービスを推進してまいります。

【サステナビリティを高める取り組み】

中期経営計画を取りまとめるにあたっては、これまでの企業理念やグループビジョンを改めて整理し、「よんでんグループビジョン」として掲げるとともに、グループの持続的な成長を実現していくための経営基盤強化策の一つとして「よんでんグループ人材戦略」を策定しました。さらに、全社横断でのビジネス変革（BX）を一層強力に推進して、高付加価値業務にリソースをシフトすることなどにより、経営マネジメントの強化をはかってまいります。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、発電・小売の両部門において、2030年度および新たに設定した2035年度のCO₂削減目標の達成を目指すとともに、四国地域の活性化に資する地域共生活動や、コンプライアンスの徹底およびリスクマネジメントの推進に引き続き努めてまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて、皆さまの「しあわせのチカラ」となり、地域の発展と、快適・安全・安心な暮らしに貢献することで、企業グループとしての持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、当社グループの事業に対し、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
売 上 高 (億円)		8,332	7,874	8,513	7,618
営 業 利 益 (億円)		△ 122	785	890	678
経 常 利 益 (億円)		△ 225	800	916	678
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)		△ 228	605	683	508
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		△ 111.19	294.25	332.20	247.27
総 資 産 (億円)		16,120	16,290	16,874	17,343
総 資 産 利 益 率 (%)		△ 1.0	5.3	5.9	4.4
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率 (%)		△ 7.5	18.4	17.1	11.1
自 己 資 本 比 率 (%)		18.3	22.1	26.0	27.4

(注) 総資産利益率は、経常利益に支払利息を加えた事業利益に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
四国電力送配電株式会社	百万円 8,000	% 100.0	一般送配電事業
株式会社STNet	3,000	100.0	電気通信サービス、情報システムサービス
株式会社ケーブルメディア四国	2,000	70.0	有線テレビジョン放送、電気通信サービス
ケーブルテレビ徳島株式会社	499	75.6	有線テレビジョン放送、電気通信サービス
四国計測工業株式会社	480	100.0	計測機器等の製造・販売
坂出LNG株式会社	450	70.0	LNGの貯蔵・気化
四電エンジニアリング株式会社	360	100.0	電気・機械・土木・建築工事の設計・施工
四電ビジネス株式会社	300	100.0	ビル賃貸、機器・資材等の販売

(注) 1. 連結子会社12社のうち、資本金1億円超の8社を記載しております。
2. 出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社四電工	百万円 3,451	% 30.8	配電・送電等の電気工事の設計・施工
YN Energy Pty Ltd	千豪ドル 1,200	50.0	石炭の調達・販売・トレーディング

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
送配電事業	
情報通信事業	電気通信サービス、情報システムサービス、有線テレビジョン放送
エネルギー事業	LNGの貯蔵・気化・供給、熱供給、国際事業の管理
建設・エンジニアリング事業	電気・機械・土木・建築工事の調査・設計・施工
その他の事業	電気・計測機器等の製造・販売、ビル賃貸、機器・資材等の販売、研究開発

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

- a. 本店 (香川県高松市)
- b. 支店等
 - 徳島支店 (徳島県徳島市) 高知支店 (高知県高知市)
 - 愛媛支店 (愛媛県松山市) 香川支店 (香川県高松市)
 - 東京支社 (東京都千代田区)
- c. 発電所 [水 力]
 - 本川発電所 (高知県) 615,000キロワット
 - 蔭平発電所 (徳島県) 47,750キロワット
 - 平山発電所 (高知県) 44,400キロワット
 - 広野発電所 (徳島県) 36,500キロワット
 - 大渡発電所 (高知県) 33,000キロワット
 - (他 53カ所 381,046キロワット)
 - (合 計 1,157,696キロワット)

[火力]

坂出発電所（香川県）	1,385,000キロワット	（石油、ガス）
西条発電所（愛媛県）	750,000キロワット	（石 炭）
橘湾発電所（徳島県）	700,000キロワット	（石 炭）
阿南発電所（徳島県）	450,000キロワット	（石 油）
（合 計）	3,285,000キロワット	

(注) 坂出発電所3号機（450,000キロワット）および阿南発電所3号機（450,000キロワット）については、2026年4月14日に廃止を決定いたしました。なお、坂出発電所3号機は2027年度下期、阿南発電所3号機は2026年6月に、それぞれ廃止を予定しております。

[原子力]

伊方発電所（愛媛県）	890,000キロワット
------------	--------------

[太陽光]

松山発電所（愛媛県）	2,042キロワット
------------	------------

[風 力]

大豊風力発電所（高知県）	900キロワット
--------------	----------

② 重要な子会社の主要な事業所（本店）

- | | |
|-------------------|-------------|
| a. 四国電力送配電株式会社 | 香川県高松市 |
| b. 株式会社STNet | 香川県高松市 |
| c. 株式会社ケーブルメディア四国 | 香川県高松市 |
| d. ケーブルテレビ徳島株式会社 | 徳島県徳島市 |
| e. 四国計測工業株式会社 | 香川県仲多度郡多度津町 |
| f. 坂出LNG株式会社 | 香川県坂出市 |
| g. 四電エンジニアリング株式会社 | 香川県高松市 |
| h. 四電ビジネス株式会社 | 香川県高松市 |

(9) 従業員の状況

事業区分		従業員数（前年度末比増減）
電 気 事 業	発 電 ・ 販 売 事 業	2,063名（15名減）
	送 配 電 事 業	1,944名（60名減）
情 報 通 信 事 業		843名（5名減）
エ ネ ル ギ ー 事 業		287名（7名増）
建 設 ・ エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業		1,409名（26名増）
そ の 他 の 事 業		1,385名（16名増）
合 計		7,931名（31名減）

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	億円 601
株式会社伊予銀行	483
株式会社百十四銀行	476
株式会社みずほ銀行	420
株式会社三菱UFJ銀行	385
明治安田生命保険相互会社	340
株式会社中国銀行	280
株式会社日本政策投資銀行	230
株式会社四国銀行	213
農林中央金庫	200

2 | 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 7億7,295万6,066株

② 発行済株式の総数 2億752万8,202株

③ 株主数 74,153名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 25,115	% 12.21
株式会社伊予鉄グループ	17,940	8.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,016	4.38
住友共同電力株式会社	7,062	3.43
高知県	6,230	3.03
株式会社伊予銀行	4,431	2.15
株式会社百十四銀行	4,423	2.15
日本生命保険相互会社	4,229	2.06
明治安田生命保険相互会社	4,001	1.95
四国電力従業員持株会	3,976	1.93

(注) 持株比率は、自己株式（1,891千株）を控除して計算しております。

⑤ 2025年度における自己株式の取得および処分

a. 取得株式

普通株式 187万1,163株

取得価額の総額 32億3,487万5,925円

(取得株式の内訳)

取得事由	取得株式数 取得価額
2026年1月30日開催の取締役会決議により取得した自己株式	186万4,000株 32億2,472万円
単元未満株式の買取請求により取得した自己株式	7,163株 1,015万5,925円

b. 処分株式

普通株式 191株

処分価額の総額 22万1,030円

(注) すべて単元未満株式の買取請求に応じたものであります。

⑥ 2025年度に職務執行の対価として会社役員に給付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等

氏名	地位および担当
長井啓介	取締役会長
宮本喜弘	取締役社長 社長執行役員
白井久司	取締役 副社長執行役員 事業開発室長、経理部・資材部・情報システム部担当
川西徳幸	取締役 副社長執行役員 原子力本部長、土木建築部担当
宮崎誠司	取締役 常務執行役員 総合企画室長、再生可能エネルギー部・広報部担当
杉ノ内謙三	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合健康開発センター担当
大林伸二	取締役 常務執行役員 営業推進本部長、東京支社担当
石田英芳	取締役 常務執行役員 火力本部長
塩梅和彦	取締役監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長
香川亮平	取締役監査等委員
高畑富士子	取締役監査等委員
大塚岩男	取締役監査等委員
西山彰一	取締役監査等委員
泉谷八千代	取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長 社長執行役員および取締役 副社長執行役員は、いずれも代表取締役であります。
2. 取締役監査等委員 川原央は、2025年6月26日に任期満了により退任いたしました。
3. 取締役監査等委員 香川亮平、同 高畑富士子、同 大塚岩男、同 西山彰一および同 泉谷八千代は、いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役監査等委員 香川亮平、同 高畑富士子、同 大塚岩男、同 西山彰一および同 泉谷八千代は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
5. 取締役監査等委員 西山彰一は、当社の関連会社（株式会社高知電子計算センター）の業務執行取締役でない取締役の二親等の親族であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結しております。
7. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。
8. 取締役監査等委員 塩梅和彦は、監査業務の経験に基づく、また、同 香川亮平および同 大塚岩男は、銀行業務の経験に基づく、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 重要会議への出席、業務執行部門からの情報収集および内部監査部門等との連係を日常的に行うことを通じて、監査の実効性をより高めるために、取締役監査等委員 塩梅和彦を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役の重要な兼職の状況

氏名	兼職先および兼職の内容
長井啓介	四国経済連合会 会長
宮本喜弘	四国生産性本部 会長
宮崎誠司	株式会社STNet 取締役
杉ノ内謙三	四電エンジニアリング株式会社 取締役 四電ビジネス株式会社 取締役
大林伸二	四国計測工業株式会社 取締役
石田英芳	坂出LNG株式会社 取締役
塩梅和彦	四国電力送配電株式会社 監査役 四国計測工業株式会社 監査役 四電ビジネス株式会社 監査役 株式会社四電工 取締役監査等委員
香川亮平	日本橋不動産株式会社 取締役社長
高畑富士子	株式会社ときわ 取締役社長
大塚岩男	株式会社伊予銀行 特別顧問 四国旅客鉄道株式会社 監査役
西山彰一	宇治電化学工業株式会社 取締役会長 高知商工会議所 会頭

(注) 当社は、社外取締役の兼職先のうち、日本橋不動産株式会社、株式会社ときわ、株式会社伊予銀行、四国旅客鉄道株式会社および宇治電化学工業株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の当年度連結売上高の1%未満であります。また、当社は、株式会社伊予銀行との間に、資金の借入等の取引があります。その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

③ 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）につきまして、取締役会の決議により、次の「取締役の報酬の決定方針」ならびに「取締役の報酬および決定手続き」に記載のとおり定めております。

（取締役の報酬の決定方針）

取締役の報酬については、グループビジョンの実現や持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、決定します。

（取締役の報酬および決定手続き）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本となる月額報酬、短期的な業績の向上をねらいに支給する業績連動金銭報酬および中長期的な業績の向上と持続的な企業価値の増大をねらいに支給する株式報酬により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとします。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬、業績連動金銭報酬および株式報酬の支給割合について、取締役会長および取締役社長 社長執行役員については、7対2対1の割合を、その他の取締役については、8対1対1の割合を目安として設定します。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、固定金銭報酬とし、職責等を勘案のうえ、支給します。
- 4 業績連動金銭報酬は、よんでんグループ中期経営計画に掲げる経営目標（経常利益および配当）を指標としたうえで、ESGに関する取り組み状況なども含む各事業年度の業績等を踏まえ年次で支給します。
- 5 株式報酬（株式給付信託）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として取締役退任時に、在任中に付与されたポイント数に応じた当社株式および当社株式を時価換算した金銭が、信託を通じて給付されるものとします。
- 6 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、報酬検討委員会の取締役会への答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額等の範囲内で、月額報酬および業績連動金銭報酬については、取締役会が決定し、株式報酬については、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、毎年、役位に応じて一定数のポイントを付与します。
- 7 監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬のみとし、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬を決定します。

当年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容につきましては、報酬検討委員会において決定方針に基づく総合的な検討が行われ、そのうえでなされた答申に基づき、取締役会で決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（株式報酬を除く。）は、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会において年額4億5,600万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、株式報酬は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠として、連続する3事業年度に当社が信託に拠出する金額は160百万円を上限とし、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は5万ポイントを上限とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。

c. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給 人数
		月額報酬	業績連動 金銭報酬	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役 (監査等委員を除く。)	345百万円	244百万円	71百万円	29百万円	8名
取締役 (監査等委員)	82百万円	82百万円	—	—	7名
合 計	428百万円	327百万円	71百万円	29百万円	15名

- (注) 1. 業績連動金銭報酬の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」および「b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであり、短期的な業績向上のインセンティブ付与および業績に対する経営責任を明確化する観点から、「よんでんグループ中期経営計画2025」のなかで目標値として掲げている連結経常利益500億円、1株当たり配当額50円の達成状況に加え、ESGに関する取り組み状況などを勘案し、算定しております。当年度の実績は、連結経常利益678億円、1株当たり配当額50円であります。
2. 株式報酬の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」および「b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 業績連動金銭報酬および株式報酬の金額は、当年度分の費用引当額を記載しております。また、業績連動金銭報酬については、上記表中に記載のほか、取締役8名分として、前年度に費用引当した金額と実際の支給額との差額である△3百万円を当年度に費用計上しております。
4. 報酬等の総額および支給人数には、2025年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する報酬等の額および当該取締役の人数を含めております。
5. 報酬等の総額のうち、社外取締役5名分は49百万円であり、すべて月額報酬であります。

④ 社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
香川 亮平	当年度開催の取締役会12回、監査等委員会17回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、報酬検討委員会の委員長および人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
高畑 富士子	当年度開催の取締役会12回、監査等委員会17回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会の委員長および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
大塚 岩男	当年度開催の取締役会12回、監査等委員会17回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
西山 彰一	当年度開催の取締役会12回のすべて、監査等委員会17回のうち16回に出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
泉谷 八千代	当年度開催の取締役会12回、監査等委員会17回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額等

a	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	79百万円
b	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	176百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらの内容は妥当であると判断したため、会計監査人としての報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しております。

当社の子会社である株式会社STNetは、会計監査人に対して、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく手続業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また、上記の場合のほか、会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する合理的な理由がある場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることとしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
固定資産	1,426,641
有形及び無形固定資産	1,032,129
水力発電設備	63,188
汽力発電設備	126,102
原子力発電設備	151,894
送電設備	115,786
変電設備	92,750
配電設備	214,751
その他の固定資産	118,216
建設仮勘定及び除却仮勘定	69,380
原子力廃止関連仮勘定	24,927
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	55,132
核燃料	92,237
装荷核燃料	12,205
加工中等核燃料	80,031
投資その他の資産	302,274
長期投資	61,363
関係会社長期投資	161,391
繰延税金資産	30,988
退職給付に係る資産	40,259
その他	8,397
貸倒引当金	△ 126
流動資産	307,716
現金及び預金	78,604
受取手形、売掛金及び契約資産	87,494
リース債権及びリース投資資産	18,544
棚卸資産	42,533
その他	80,716
貸倒引当金	△ 178
資産合計	1,734,358

科目	金額
負債の部	
固定負債	1,035,080
社債	406,997
長期借入金	464,300
未払廃炉拠出金	109,868
退職給付に係る負債	15,894
その他	38,019
流動負債	221,746
1年以内に期限到来の固定負債	63,790
支払手形及び買掛金	51,227
未払税金	14,447
その他	92,281
負債合計	1,256,826
純資産の部	
株主資本	439,529
資本金	145,551
資本剰余金	3,598
利益剰余金	296,400
自己株式	△ 6,021
その他の包括利益累計額	35,020
その他有価証券評価差額金	8,613
繰延ヘッジ損益	6,532
為替換算調整勘定	14,715
退職給付に係る調整累計額	5,158
非支配株主持分	2,982
純資産合計	477,531
負債純資産合計	1,734,358

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	761,862
電気事業営業収益	662,250
その他事業営業収益	99,611
営業費用	694,014
電気事業営業費用	609,156
その他事業営業費用	84,857
売上原価	71,249
販売費及び一般管理費	13,608
営業利益	67,848
営業外収益	9,033
受取配当金	1,009
受取利息	1,253
為替差益	151
持分法による投資利益	4,936
その他	1,683
営業外費用	8,991
支払利息	7,395
その他	1,595
経常利益	67,890
税金等調整前当期純利益	67,890
法人税等	16,888
法人税、住民税及び事業税	14,228
法人税等調整額	2,659
当期純利益	51,001
非支配株主に帰属する当期純利益	192
親会社株主に帰属する当期純利益	50,809

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債及び純資産の部	
固定資産	1,310,269	固定負債	1,004,555
電気事業固定資産	363,769	社債	406,997
水力発電設備	65,624	長期借入金	461,000
汽力発電設備	128,807	未払廃炉拠出金	109,868
原子力発電設備	155,312	関係会社長期債務	1
内燃力発電設備	32	退職給付引当金	3,899
新エネルギー等発電等設備	818	雑固定負債	22,787
業務設備	13,174	流動負債	205,462
附帯事業固定資産	2,333	1年以内に期限到来の固定負債	60,602
事業外固定資産	41	買掛金	38,905
固定資産仮勘定	132,780	未払金	2,328
建設仮勘定	52,456	未払費用	27,098
除却仮勘定	262	未払税金	8,014
原子力廃止関連仮勘定	24,927	預り金	1,607
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	55,132	関係会社短期債務	51,267
核燃料	92,237	諸前受金	668
装荷核燃料	12,205	雑流動負債	14,971
加工中等核燃料	80,031	負債合計	1,210,018
投資その他の資産	719,106	株主資本	317,810
長期投資	46,514	資本金	145,551
関係会社長期投資	624,789	資本剰余金	3,598
長期前払費用	6,119	資本準備金	3,598
前払年金費用	20,916	利益剰余金	172,094
繰延税金資産	20,820	利益準備金	32,819
貸倒引当金（貸方）	△ 53	その他利益剰余金	139,275
流動資産	221,642	繰越利益剰余金	139,275
現金及び預金	76,822	自己株式	△ 3,434
売掛金	62,240	評価・換算差額等	4,083
諸未収入金	21,068	その他有価証券評価差額金	1,847
貯蔵品	24,465	繰延ヘッジ損益	2,235
前払費用	996	純資産合計	321,893
関係会社短期債権	21,796	合計	1,531,911
雑流動資産	14,353		
貸倒引当金（貸方）	△ 101		
合計	1,531,911		

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
費用の部	
営業費用	606,221
電気事業営業費用	592,762
水力発電費	14,429
汽力発電費	133,658
原子力発電費	81,897
内燃力発電費	15
新エネルギー等発電等費	536
他社購入電力料	180,509
販売費	14,932
一般管理費	16,288
接続供給託送料	141,819
原子力廃止関連仮勘定償却費	5,211
事業税	3,641
電力費振替勘定（貸方）	△ 178
附帯事業営業費用	13,459
ガス供給事業営業費用	11,016
熱供給事業営業費用	914
その他附帯事業営業費用	1,527
営業利益	(37,638)
営業外費用	8,396
財務費用	7,686
支払利息	7,547
社債発行費	138
事業外費用	710
固定資産売却損	27
雑損失	683
当期経常費用合計	614,617
当期経常利益	44,988
税引前当期純利益	44,988
法人税等	9,278
法人税等	7,038
法人税等調整額	2,239
当期純利益	35,710

科目	金額
収益の部	
営業収益	643,859
電気事業営業収益	630,128
電灯料	179,825
電力料	293,759
他社販売電力料	119,536
賠償負担金相当収益	2,495
廃炉円滑化負担金相当収益	5,666
電気事業雑収益	28,843
附帯事業営業収益	13,731
ガス供給事業営業収益	11,233
熱供給事業営業収益	988
その他附帯事業営業収益	1,509
営業外収益	15,746
財務収益	14,471
受取配当金	9,580
受取利息	4,891
事業外収益	1,275
固定資産売却益	23
為替差益	157
雑収益	1,094
当期経常収益合計	659,606

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 誉 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越 智 慶 太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	船 田 祐 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国電力株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 誉 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越智 慶 太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	船田 祐 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国電力株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

四国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	塩 梅 和 彦 ㊟
監査等委員会委員長	
監査等委員	香 川 亮 平 ㊟
監査等委員	高 畑 富 士 子 ㊟
監査等委員	大 塚 岩 男 ㊟
監査等委員	西 山 彰 一 ㊟
監査等委員	泉 谷 八 千 代 ㊟

(注) 監査等委員 香川亮平、高畑富士子、大塚岩男、西山彰一および泉谷八千代は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデンビル新館 2階



駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用願います。

交通のご案内

- A** JR 高松駅 徒歩 約 12分
- B** ことடன் 高松築港駅 徒歩 約 8分
- C** ことடன் 片原町駅 徒歩 約 7分

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。 〈 https://www.yonden.co.jp/ 〉 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、高松市において発行する四国新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話お問い合わせ先)	0120-782-031 (通話料無料) 受付時間：9時～17時(土、日、祝日および12/31～1/3を除く。)

株式に関するお問い合わせおよびお手続きは以下の窓口にお申し出ください。

証券会社に口座を
開設されている株主さま

お取り引き先の証券会社に
 お申し出ください。

証券会社に口座を
開設されていない株主さま

三井住友信託銀行 証券代行部に
 お申し出ください。

受け取られていない配当金に関するお問い合わせにつきましては、証券会社の口座開設の有無にかかわらず、左記の三井住友信託銀行 証券代行部にお申し出ください。